

平成31年度 事業計画書

施設名：西川高齢者ふれあいセンター
法人・団体名：社会福祉法人 新潟南福社会

経営理念・経営方針

当法人は、旧西蒲原郡北部6ヵ町村の共同出資により設立された法人であり、地域に根ざした事業を行っています。事業運営は堅実であり、提供する福祉サービスの質の向上や事業内容の透明性の確保を図り、地域福祉の増進に努めることを経営原則にしています。

第1種・第2種の社会福祉事業に加え、公益を目的とする事業として、新潟市地域包括支援センター事業の受託や西川圏域支え合いのしくみづくり事業も含め、誰もが住み慣れた地域で、個人の尊厳を保ちつつ自立し、安心して安全に暮らすことができるよう支援することを目的として活動、事業運営することで地域の信頼を得てきました。

施設の設置目的を十分に理解し、公の施設管理運営の責務を認識して、適正かつ的確に利用者の平等を確保した管理運営を行います。

指定管理業務に係る事業計画(運営方針、集客計画、入館者数など)

(1) 新潟市高齢者支援センター条例及び同施行規則に従い適正な管理運営に努めます。また、高齢者の閉じこもり防止や介護予防及び健康増進、高齢者生きがい推進事業の実施を図るために以下の①～④のとおり施設運営及び事業を行ってまいります。

①当法人の専門職をセンターへ派遣し、健康づくりのための講話や介護予防のためのレクリエーションなどを行い、利用者の意欲を高めるよう取り組みます。

②利用者の教養の向上に役立つように、フロアの一角に図書コーナーを設置します。

③当法人で新潟市から受託運営している地域包括支援センター西川と連携して積極的に情報収集に取り組み、必要な情報は利用者に分かりやすく情報提供を行います。

④利用者の閉じこもり防止と心身維持のための取り組みとして、近隣の行楽施設等へのお出かけや季節に応じた行事を積極的に実施します。

(2) 地域や他の高齢者支援センターとの連携について、広く地域住民の協力を得てボランティアを積極的に受け入れ、交流会等の企画実施や地元の社会見学行事などを行い、利用者との交流を深めていただくよう取り組みます。また、「西川社会福祉センター」等と情報交換を図り、相互の連携を深めます。

- (3) 利用者への対応については、利用者の気持ちに沿った対応ができるよう福祉分野の知識をもつよう研修を行った職員を配置します。
- (4) 経費削減については、自然な光や風を利用しながら無駄な電力を使わないように努めます。できるだけ利用時間の調整を行いながら浴室の運用を行い経費縮減に努めます。また、当法人では経理規則に、契約の種類・金額に応じた一般競争入札の基準を定めているほか、予定価格が小額であるため随意契約としているものについても複数の業者から見積もり合わせを行うなどして、経費の縮減に努めます。
- (5) 12名定員の稼働をふさわしい利用者に結びつけるため、地区民生委員や福祉サービス事業所、地域の情報を収集します。
- (6) 施設及び設備については、専門業者に再委託や保守点検委託を行うことにより、保全管理に努めます。
- (7) 施設の衛生管理について、定期清掃の専門業者への再委託や県条例及び要領にもとづき以下の①、②とおりに適切に管理します
- ①浴槽、浴室、脱衣場の衛生管理
- ・浴槽、浴室、脱衣場の清掃は毎日行います。(利用終了時および随時)
 - ・浴槽、浴室は洗剤を使用し、ブラシ等で汚れを落とします。脱衣場はモップや掃除機を使用し、脱衣棚は拭き上げをします。
 - ・1週間に約1回の割合で浴室及び浴槽、棚や籠を含め脱衣室の消毒を行います。
 - ・浴槽は毎日換水を行い、また年2回水質検査を実施して適正な浴室衛生管理を行います。
- ②施設の清掃
- ・施設内の各箇所の清掃は毎日行います。(利用終了時および随時)
 - ・フロア、廊下、ボランティア室等のフローリング部分及び静養室、畳敷き部分についてはモップや掃除機を使用して清掃します。
 - ・便器内面は原則として1週間に約1回尿着色防除を行い、便器外面及びその付帯部、その他の衛生陶器は専用洗剤を使用して毎日清掃を行います。
 - ・塩ビ系床は水拭きし、拭き上げをします。
 - ・茶器、食器等の洗浄乾燥は使用後速やかに行います。
 - ・寝具は毎日の点検を行い、必要であれば洗濯、消毒を行います。
 - ・月1回の割合で便所の消毒、ねずみ、昆虫等の点検及び駆除を行います。
 - ・月1回、清掃業者による定期清掃を行います。

- ・建物周辺の除草については、西川社会福祉センターと共同し、年2～3回実施します。

自主事業を実施する場合の事業計画（集客計画、入館者数及び収入見込など）

サービス内容（開館時間、休館日設定）

（1）開館日 次の①から③の日を除く日

- ① 土曜日及び日曜日
- ② 国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ③ 1月2日及び3日並びに12月29日から同月31日まで

※市長が施設の管理上特に必要があると認める場合は、臨時に利用時間を変更し、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館する。

（2）開館時間

午前10時から午後3時まで

組織・人員体制

1名（非常勤、1日6時間で週5日勤務）

2名（非常勤、1日8時間で週3日勤務）

1名（常勤 特別養護老人ホーム花見の里からサポートとして送迎業務を担当）

合計4名で、シフト交代で業務を行います。

職員には社会福祉法人職員として、高齢者が利用する施設に対応した人材育成をし、配置します。また、利用者が快適に利用できるための助言ができるよう指導します。

雇用・労働条件

労働関係の法令を遵守します。法人として無期転換制度は法施行に先行して実施しました。

法人として就業規則等を整備し、遵守しています。また、弁護士・社会保険労務士と顧問契約を結び、法令を守り、労働者の権利を守り働き続けるための助言を得て労働環境の改善に努めています。

安全確保及び緊急時の対策

施設の夜間警備については、別途業務委託します。職員が勤務する時間帯については、最大限注意を払って業務を行います。勤務時間内外を問わず、事故・災害等、緊急時には利用者の安全を確保するため対応をマニュアル化し、職員に配布し対応を徹底します。

また緊急時に備え、隣接する施設とも連携した避難訓練を消防署の協力も得て年2回以上実施します。訓練を通じ初期対応の確保を平常時からの意識づけを行います。緊急時における近隣住民の安全確保と地域との協力については、公的な施設であることを認識し、身体生命を最優先にし、地域の人たちと連携した行動をとるよう指導します。

緊急時の応援体制としては、廊下でつながっている西川社会福祉センター内の職員のほかに近くに居住している法人職員が駆けつけることも可能ですし、必要があれば法人として備蓄している保存食の提供も可能です。

要望・苦情への対応

施設利用者から出された要望・苦情に職員が直ちに対応することで、利用する方の満足度・利便性を高めます。年に1回アンケートを実施し、内容と改善策、反映状況を施設内に掲示するとともに市に報告をします。また、「ご意見・ご要望何でもお伝えください。」という掲示で投書箱を常設し、利用者の意向を受け止め改善につなげます。

施設運営や事業メニューに対する要望も日常業務に接する中で把握に努めます。

苦情解決や要望対応については、改善の契機と捉え個人情報保護にも配慮しながら公開公表を基本とし、記録を整備保存します。内容や必要に応じ関係機関にも情報提供引継ぎをします。職員で内容を共有し、施設利用の活性化に努めます。

なお、法人では苦情解決マニュアルを整備し、一定の客観性と専門性を確保するため苦情解決第三者委員を選任しており、解決に向けた助言をもらう体制をとっています。

個人情報の取り扱い・コンプライアンス

施設運営において、職員が業務上知り得た個人のプライバシーに関する情報は外部に漏らさないように指導しています。個人情報が記録されている書類等については、第三者の知り得ない場所に保管するとともに、廃棄する場合は裁断の上、行うこととします。

法人として、個人情報保護法及び厚生労働省ガイドラインに基づく個人情報取扱い事業者の義務を適正に遵守履行するため、「個人情報に関する基本規則」「個人情報取扱い規則」を整備し、職員に研修会を通じ周知の徹底を図っています。

社会貢献活動等の実績（障がい者雇用、地域活動への参加など）

法人自体が福祉分野を専門としていることもあり、障がい者雇用にも取り組み自立した生活への支援を行っています。現在6人の雇用があり、リハビリ・清掃業務の担い手として働いています。

毎年、西川総合体育館への奉仕活動を行っており、JAや中学校、区内機関からの依頼で認知症高齢者を地域で見守るという題材の寸劇を披露し、好評を得ています。

地域とのつながりを持つため、まつり行事の民謡流し参加、学校行事への作品展示、生活の場として地域になじんでいくように職員・利用者とも参加しています。また、ボランティアを通じ、地域の方との交流を行っています。

ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組（男女がともに働きやすい職場環境づくり、女性の登用など）

働く子育て世代等の生活要件に配慮し、ライフサイクルに応じた人事の対応をしています。新潟県のハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）に登録し、男女がともに働きやすく仕事と家庭生活が両立できるよう職場環境を整え、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組んでいます。